

# 尼崎市環境影響評価等に関する条例施行規則

平成 17 年 7 月 4 日	尼崎市規則第 53 号
改正平成 17 年 9 月 21 日	尼崎市規則第 59 号
改正平成 18 年 3 月 28 日	尼崎市規則第 22 号
改正平成 23 年 3 月 30 日	尼崎市規則第 17 号
改正平成 24 年 3 月 22 日	尼崎市規則第 11 号
改正平成 25 年 3 月 29 日	尼崎市規則第 18 号
改正平成 25 年 9 月 30 日	尼崎市規則第 60 号
最終改正平成 28 年 3 月 30 日	尼崎市規則第 17 号

## (この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、尼崎市環境影響評価等に関する条例（平成 17 年尼崎市条例第 9 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号、第 10 条第 2 項、第 11 条第 1 項、第 13 条第 1 項及び第 3 項、第 16 条第 1 項及び第 2 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで、第 22 条第 1 項、第 24 条第 2 項、第 27 条、第 28 条、第 31 条第 3 項、第 33 条第 1 項及び第 2 項、第 34 条第 1 項及び第 2 項、第 35 条第 4 項、第 37 条、第 39 条、第 40 条第 2 項、第 45 条、付則第 4 項及び第 7 項並びに別表の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (対象事業)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定めるものは、別表第 1 の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件のいずれかに該当する一の事業とする。

2 条例別表 12 の規則で定める事業は、複合開発整備事業とする。

## (氏名等の変更の届出)

第 3 条 事業者は、条例第 10 条第 2 項の公告の日から条例第 32 条第 2 項の規定による通知を受けるまで（同条第 3 項の規定により必要な措置を講ずるよう求められた場合にあっては、市長が定める期限まで）の間において、条例第 9 条第 1 号に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、氏名等変更届出書により行わなければならない。

## (実施計画書等の提出に係る公告事項)

第 4 条 条例第 10 条第 2 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名。以下同じ。）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 条例第 10 条第 2 項の規定による縦覧の期間及び場所
- (4) 条例第 11 条第 1 項に規定する実施計画意見書の提出期間及び提出先
- (5) その他市長が必要と認める事項

**（実施計画意見書の記載事項）**

第 5 条 条例第 11 条第 1 項に規定する実施計画意見書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 実施計画意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 実施計画書についての環境の保全の見地からの意見

**（実施計画審査書の作成期間）**

第 6 条 条例第 13 条第 1 項の規則で定める期間は、条例第 10 条第 1 項の規定による実施計画書等の提出があった日の翌日（条例第 12 条第 1 項の規定により実施計画見解書を作成しなければならない場合にあっては、同条第 2 項の規定による実施計画見解書の提出があった日の翌日）から起算して 90 日とする。

【一部改正 平成 25 年規則 60】

**（実施計画審査書の作成に係る公告事項）**

第 7 条 条例第 13 条第 3 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称
- (3) 条例第 13 条第 3 項の規定による縦覧の期間及び場所
- (4) その他市長が必要と認める事項

**（準備書等の提出期間）**

第 8 条 条例第 16 条第 1 項の規則で定める期間は、条例第 13 条第 3 項の規定による実施計画審査書の写しの送付を受けた日から別表第 2 の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる行為（同欄に 2 以上の行為が掲げられている場合にあっては、いずれか最初に行われる行為）が行われる日までとする。

【一部改正 平成 25 年規則 60】

**（準備書等の提出に係る公告事項）**

第 9 条 条例第 16 条第 2 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称
- (3) 条例第 16 条第 2 項の規定による縦覧の期間及び場所
- (4) 条例第 18 条第 1 項に規定する準備意見書の提出期間及び提出先
- (5) その他市長が必要と認める事項

【一部改正 平成 25 年規則 60】

**（準備意見書の記載事項）**

第 10 条 条例第 18 条第 1 項に規定する準備意見書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 準備意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称

及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)

- (2) 対象事業の名称
- (3) 準備書についての環境の保全の見地からの意見

#### (公聴会の開催の要請)

第11条 条例第19条第1項の規定による要請は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 公聴会の開催を要請しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 公聴会の開催を要請する理由

#### (公聴会の開催に係る公告事項)

第12条 条例第19条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 意見を聴こうとする事項
- (2) 公聴会に出席して公述することができる者(以下「公述人」という。)の選定及び公述人の公述の時間(以下「公述時間」という。)に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

#### (公聴会における公述の届出等)

第13条 条例第19条第4項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 公聴会において述べようとする意見の要旨

2 条例第19条第4項の規定による公述の届出を行った者(以下「公述届出人」という。)がその届出を取り下げるときは、取下書を市長に提出しなければならない。

#### (公述人の選定等)

第14条 市長は、公述届出人の数が多数である場合において、公聴会の運営上必要があると認めるときは、公述届出人のうちから公述人を抽選により選定し、又は公述時間を制限することができる。

2 市長は、前項の規定により公述人を選定し、又は公述時間を制限したときは、あらかじめその旨を公述届出人に通知するものとする。

3 公述人は、原則として、代理人に意見を公述させ、又は意見を記載した書面の提出をもって公述に代えることができない。

#### (公聴会の運営)

第15条 公聴会の議長は、市職員のうちから市長が指名するものとする。

2 議長は、公聴会の秩序を維持し、議事を整理し、及び会務を総理する。

3 議長は、公述人が公聴会の議題に関係のない発言若しくは不穏当な言動をしたとき又は公聴会の運営に支障を及ぼす行為を行ったときは、その公述を禁止

し、又は退場を命ずることができる。

4 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又は秩序を乱し、若しくは不穏当な言動を行った者に対し、退場を命ずることができる。

5 議長は、公聴会の運営が阻害され、公聴会の続行が困難と認めるときは、公聴会を打ち切ることができる。

6 第2項から前項までに規定するもののほか、議長は、公聴会の円滑な運営を確保するために必要な措置を講ずることができる。

#### **(公聴会の取りやめ等)**

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公聴会の開催を取りやめることができる。

(1) 条例第19条第4項の規定による届出がなかったとき。

(2) 公述届出人のすべてがその届出を取り下げたとき。

(3) 災害その他やむを得ない事由により公聴会を開催することができなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により公聴会の開催を取りやめたときは、その旨を公告するものとする。

#### **(準備審査書の作成期間)**

第17条 条例第22条第1項の規則で定める期間は、条例第16条第1項の規定による準備書等の提出があった日の翌日(条例第21条第1項の規定により準備見解書を作成しなければならない場合にあっては、同条第2項の規定による準備見解書の提出があった日の翌日)から起算して180日とする。

【一部改正 平成25年規則60】

#### **(評価書等の提出に係る公告事項)**

第18条 条例第24条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業者の氏名及び住所

(2) 対象事業の名称

(3) 条例第24条第2項の規定による縦覧の期間及び場所

(4) その他市長が必要と認める事項

【一部改正 平成25年規則60】

#### **(対象事業の工事着手の届出)**

第19条 条例第27条の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所

(2) 対象事業の名称

(3) 工事着手年月日

(4) 工事完了予定年月日

(5) その他市長が必要と認める事項

#### **(対象事業の工事完了の届出)**

第20条 条例第28条の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称
- (3) 工事完了年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

**(事後調査報告書の提出に係る公告事項)**

第21条 条例第31条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称
- (3) 条例第31条第3項の規定による縦覧の期間及び場所
- (4) その他市長が必要と認める事項

**(対象事業の内容の変更等の届出)**

第22条 条例第33条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称
- (3) 変更事項
- (4) 変更の内容及び理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

**(対象事業の軽微な変更等)**

第23条 条例第33条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、変更後の対象事業に係る環境影響の範囲又は程度が当該変更前と比較して拡大又は増大しないことが明らかであると市長が認める変更とする。

2 条例第33条第1項ただし書の規則で定める変更は、前項に規定する変更及び環境への負荷の低減を目的とする変更とする。

3 事業者は、条例第33条第1項ただし書に規定する変更を行おうとする場合にあっては、あらかじめ、当該変更を行う旨を市長に報告しなければならない。

4 前項の報告は、軽微変更等報告書により行わなければならない。

**(対象事業の内容の変更等の届出に係る公告事項)**

第24条 条例第33条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称
- (3) 変更事項
- (4) 変更の内容及び理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

**(対象事業の廃止等の届出)**

第25条 条例第34条第1項の規定による届出(同項第1号及び第2号に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により行わなけれ

ばならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業を実施しないこととした又は対象事業に該当しないこととなった年月日
- (4) 対象事業を実施しないこととした又は対象事業に該当しないこととなった理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 条例第34条第1項の規定による届出(同項第3号に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 引継ぎ前の事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名。次条第4号において同じ。)
- (4) 引継年月日
- (5) 引継ぎの理由
- (6) その他市長が必要と認める事項

#### **(対象事業の廃止等の届出に係る公告事項)**

第26条 条例第34条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称
- (3) 条例第34条第1項各号の該当の区分
- (4) 条例第34条第1項第3号に係る同項の届出にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所
- (5) その他市長が必要と認める事項

#### **(再実施の手続の届出に係る公告事項)**

第27条 条例第35条第4項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称
- (3) 再実施の手続の内容及び理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

#### **(都市計画に定められる対象事業に係る手続)**

第28条 条例第37条に規定する環境影響評価等その他の手続については、条例第7条、第4章から第6章まで、第36条及び第10章の規定によるほか、次条から第31条までの定めるところによる。

#### **(都市計画決定権者による手続の実施)**

第29条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に

規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）に係る条例第4章、第33条及び第35条の規定による手続は、都市計画を定める者（以下「都市計画決定権者」という。）が、当該都市計画対象事業に係る事業者に代わって行うことができる。この場合においては、事業者は、都市計画決定権者が行う手続が円滑に行われるよう当該都市計画決定権者に協力しなければならない。

**（都市計画決定権者による手続の実施の届出等）**

第30条 都市計画決定権者は、前条の規定により事業者に代わって手続を行うことを決定したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 都市計画決定権者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
- (2) 対象事業の名称
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出書の提出があった際既に事業者が前条に規定する手続を開始しているときは、当該事業者が行った手続は都市計画決定権者が行った手続とみなし、当該事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われた手続とみなす。

3 市長は、第1項の規定による届出書の提出があったときは、速やかにその写しを事業者に送付するものとする。

**（都市計画対象事業に係る準備書等の提出期間）**

第31条 都市計画対象事業に係る条例第16条第1項に規定する準備書等は、同項の規定にかかわらず、条例第13条第3項の規定による実施計画審査書の写しの送付を受けた日から都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による当該都市計画対象事業に係る都市計画の案の縦覧が行われる日までの間に提出しなければならない。

【一部改正 平成25年規則60】

**（法の規定に基づく市長の意見の申述に係る条例の技術的読替え）**

第32条 条例第39条第1項の規定による条例第13条、第19条、第20条及び第22条の規定の準用についての技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条の見出し	実施計画審査書	方法書についての市長意見書

第 1 3 条 第 1 項	規則で定める期間	環境影響評価法(平成 9 年法律第 8 1 号。以下「法」という。)第 1 0 条第 2 項に規定する意見を申述する場合にあっては同項の規定により指定された期間内に、同条第 4 項の規定により意見を申述する場合にあっては同項に規定する期間 【一部改正 平成 24 年規則 11】
	実施計画意見	法第 9 条の書類に記載された意見
	実施計画書及び実施計画見解書	法第 5 条第 1 項に規定する方法書
	環境の保全の見地からの意見(以下「実施計画審査意見」という。)	環境の保全の見地からの意見
	実施計画審査書	方法書についての市長意見書
第 1 3 条 第 2 項	前項	第 3 9 条第 1 項において準用する前項
	実施計画審査書	方法書についての市長意見書
第 1 3 条 第 3 項	第 1 項	第 3 9 条第 1 項において準用する第 1 項
	実施計画審査書	方法書についての市長意見書
	前項	第 3 9 条第 1 項において準用する前項
	事業者	、法第 1 0 条第 2 項に規定する意見を申述する場合にあっては兵庫県知事に、同条第 4 項の規定により意見を申述する場合にあっては事業者 【一部改正 平成 24 年規則 11】
第 1 9 条 第 1 項	準備書	法第 1 4 条第 1 項に規定する準備書(以下「準備書」という。)
	第 1 6 条第 2 項の縦覧期間	法第 1 8 条第 1 項に規定する準備書についての意見書の提出期間
第 1 9 条 第 2 項から第 4 項まで	前項	第 3 9 条第 1 項において準用する前項
第 2 0 条	事業者	、法第 2 0 条第 2 項に規定する意見を申述する場合にあっては兵庫県知事に、同条第 4 項の規定により意見を申述する場合にあっては事業者 【一部改正 平成 24 年規則 11】
第 2 2 条の見出し	準備審査書	準備書についての市長意見書

第 2 2 条 第 1 項	規則で定める期間	法第 2 0 条 第 2 項に規定する意見を申述する場合にあっては同項の規定により指定された期間内に、同条第 4 項の規定により意見を申述する場合にあっては同項に規定する期間 【一部改正 平成 24 年規則 11】
	準備意見及び公述意見	法第 1 9 条の書類に記載された意見及び第 3 9 条 第 1 項において準用する第 2 0 条の公述意見
	準備見解書	法第 1 9 条の書類に記載された事業者の見解
	環境の保全の見地からの意見（以下「準備審査意見」という。）	環境の保全の見地からの意見
	準備審査書	準備書についての市長意見書
第 2 2 条 第 2 項	第 1 3 条 第 2 項 及び 第 3 項	第 3 9 条 第 1 項において準用する第 1 3 条 第 2 項 及び 第 3 項
	準備審査書	準備書についての市長意見書

（県条例の規定に基づく市長の意見の申述に係る条例の技術的読替え）

第 3 3 条 条例第 3 9 条 第 2 項の規定による条例第 1 3 条 及び 第 2 2 条の規定の準用についての技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 3 条 の 見 出 し	実施計画審査書	概要書についての市長意見書
第 1 3 条 第 1 項	規則で定める期間	兵庫県知事により指定された期間
	実施計画意見	環境影響評価に関する条例（平成 9 年兵庫県条例第 6 号。以下「県条例」という。）第 1 0 条 第 1 項に規定する第 1 次住民意見書に記載された意見
	実施計画書及び実施計画見解書	県条例第 8 条に規定する環境影響評価概要書及び県条例第 1 1 条 第 1 項に規定する第 1 次見解書
	環境の保全の見地からの意見（以下「実施計画審査意見」という。）	環境の保全の見地からの意見
	実施計画審査書	概要書についての市長意見書
第 1 3 条 第 2 項	前項	第 3 9 条 第 2 項において準用する前項
	実施計画審査書	概要書についての市長意見書
第 1 3 条 第 3 項	第 1 項	第 3 9 条 第 2 項において準用する第 1 項
	実施計画審査書	概要書についての市長意見書

	前項	第 3 9 条第 2 項において準用する前項
	事業者	兵庫県知事
第 2 2 条の見出し	準備審査書	準備書についての市長意見書
第 2 2 条第 1 項	規則で定める期間	兵庫県知事により指定された期間
	準備意見及び公述意見	県条例第 1 7 条第 1 項に規定する第 2 次住民意見書に記載された意見及び県条例第 1 8 条第 3 項に規定する記録書に記載された意見
	準備書及び準備見解書	県条例第 1 4 条第 1 項に規定する準備書及び県条例第 1 9 条第 1 項に規定する第 2 次見解書
	環境の保全の見地からの意見（以下「準備審査意見」という。）	環境の保全の見地からの意見
	準備審査書	準備書についての市長意見書
第 2 2 条第 2 項	第 1 3 条第 2 項及び第 3 項	第 3 9 条第 2 項において準用する第 1 3 条第 2 項及び第 3 項
	準備審査書	準備書についての市長意見書

**（市長の勧告に従わないときの公表）**

第 3 4 条 条例第 4 0 条第 2 項の規定による公表は、公告その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第 4 0 条第 2 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその代表者の氏名）
- (2) 対象事業の名称
- (3) その他市長が必要と認める事項

**（身分を示す証明書）**

第 3 5 条 条例第 4 2 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、別記様式のとおりとする。

**（施行の細目）**

第 3 6 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

**付 則**

**（施行期日）**

1 この規則は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、付則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

**（条例付則第 4 項の規則で定める軽微な変更）**

2 条例付則第 4 項の規則で定める軽微な変更は、変更後の対象事業に係る環境

影響の範囲又は程度が当該変更前と比較して拡大又は増大しないことが明らかであると市長が認める変更とする。

**( 条例付則第 4 項の規則で定める変更 )**

3 条例付則第 4 項の規則で定める変更は、前項に規定する変更及び環境への負荷の低減を目的とする変更とする。

**( 条例付則第 7 項の規則で定める事項 )**

4 条例付則第 7 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例の施行後に事業者となるべき者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）
- (2) 条例付則第 5 項の規定により行われる環境影響評価等その他の手続に係る事業の名称
- (3) その他市長が必要と認める事項

**付 則（平成 17 年 9 月 21 日規則第 59 号）**

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

**付 則（平成 18 年 3 月 28 日規則第 22 号）**

この規則は、平成 18 年 3 月 28 日から施行する。

**付 則（平成 23 年 3 月 30 日規則第 17 号）**

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則（平成 24 年 3 月 22 日規則第 11 号）**

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 18 号）**

この規則は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

**付 則（平成 25 年 9 月 30 日規則第 60 号）**

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

**付 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 17 号）**

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

事業の区分	要件
1 道路の建設	<p>(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道（以下「高速自動車国道」という。）の新設</p> <p>(2) 高速自動車国道の改築であって、当該改築により当該高速自動車国道の車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第5号に規定する車線（同条第7号に規定する登坂車線、同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。）をいう。以下同じ。）の数が増加することとなるもの</p> <p>(3) 道路法第48条の2第1項又は第2項の規定により道路管理者が指定し、又は指定しようとする道路（以下「自動車専用道路」という。）の新設</p> <p>(4) 自動車専用道路の改築であって、当該改築により当該自動車専用道路の車線の数が増加することとなるもの</p> <p>(5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路（高速自動車国道又は自動車専用道路に該当するものを除く。以下「その他の道路」という。）のうち、車線の数が4以上であるものの新設であって、当該新設に係る部分の長さが1キロメートル以上であるもの</p> <p>(6) その他の道路の改築であって、次に掲げるもの            ア その他の道路（車線の数が4以上であるものに限る。）の車線の数が増加することとなるものであって、当該増加に係る部分の長さが1キロメートル以上であるもの            イ その他の道路（車線の数が4未満であるものに限る。）の車線の数が4以上に増加することとなるものであって、当該増加に係る部分の長さが1キロメートル以上であるもの</p>
2 鉄道又は軌道の建設	<p>(1) 全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道（以下「新幹線鉄道」という。）の新設</p> <p>(2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設（以下「鉄道施設」という。）のうち、新幹線鉄道に係るものの改良であって、次に掲げるもの            ア 本線路の増設（1の停車場に係るものを除く。以下同じ。）            イ 本線路の地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。以下「本線路の移設」という。）</p> <p>(3) 鉄道（新幹線鉄道を除く。以下「普通鉄道等」という。）の新設</p> <p>(4) 鉄道施設（普通鉄道等に係るものに限る。）の改良であって、次に掲げるもの            ア 本線路の増設            イ 本線路の移設であって、当該移設に係る部分の長さが1キロメートル以上であるもの</p> <p>(5) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条に規定する軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「軌道」という。）の新設</p> <p>(6) 軌道の改良であって、次に掲げるもの            ア 本線路の増設            イ 本線路の移設であって、当該移設に係る部分の長さが1キロメートル以上であるもの</p>

<p>3 廃棄物処理施設の建設</p>	<p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）のうち、処理能力が1時間当たり4トン以上であるものの新設（既存の施設を除却して行う新たな施設の建設又は設置（以下「更新」という。）を含む。）</p> <p>(2) ごみ処理施設の増設であって、当該増設により当該ごみ処理施設の処理能力が1時間当たり4トン以上増加することとなるもの</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号から第13号の2までに規定する産業廃棄物の処理施設（以下「産業廃棄物中間処理施設」という。）の新設（焼却施設にあっては、更新を含む。以下この号において同じ。）であって、当該新設に係る土地の区域の面積が2ヘクタール（当該新設に係る焼却施設にあっては、処理能力が1時間当たり4トン）以上であるもの</p> <p>(4) 産業廃棄物中間処理施設の増設であって、当該増設に係る土地の区域の面積が2ヘクタール（当該増設に係る焼却施設にあっては、処理能力が1時間当たり4トン）以上増加することとなるもの</p> <p>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）のうち、面積が1ヘクタール以上であるものの新設</p> <p>(6) 最終処分場の増設であって、当該増設により面積が1ヘクタール以上増加することとなるもの</p>
<p>4 下水道終末処理場の建設</p>	<p>(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）のうち、最大処理水量が1日当たり10,000立方メートル（下水道法第21条の2第1項に規定する発生活泥等の焼却施設（以下「下水汚泥焼却施設」という。）にあっては、処理能力が1時間当たり4トン）以上であるものの新設（下水汚泥焼却施設にあっては、更新を含む。）</p> <p>(2) 終末処理場の増設であって、当該増設により当該終末処理場の最大処理水量が1日当たり10,000立方メートル（当該増設に係る下水汚泥焼却施設にあっては、処理能力が1時間当たり4トン）以上増加することとなるもの</p>
<p>5 市街地開発事業</p>	<p>土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業であって、当該事業に係る土地の区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p>
<p>6 公有水面の埋立て</p>	<p>公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第1条第1項に規定する埋立てであって、当該埋立てに係る区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p>
<p>7 工場又は事業場の建設</p>	<p>(1) 製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場又は事業場（以下「工場等」という。）のうち、次に掲げるものの新設</p> <p>ア 使用燃料及び原料の量を重油の量に換算したものが1時間当たり5キロリットル以上であるもの</p> <p>イ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の量が1日当たり10,000立方メートル（専ら冷却、減圧等その用途に供されることにより水の汚濁負荷量が増加しないと認められる用途に係る排水（以下「冷却排水等」という。）にあっては、300,000立方メートル）以上であるもの</p>

	<p>(2) 工場等の増設であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 当該工場等の使用燃料及び原料の量を重油の量に換算したものが1時間当たり5キロリットル以上増加することとなるもの</p> <p>イ 当該工場等の排出水の量が1日当たり10,000立方メートル(冷却排出水等にあつては、300,000立方メートル)以上増加することとなるもの</p>
8 発電所の建設	<p>(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物(同項第15号に規定する発電事業者が発電の用に供するために設置するものに限る。以下「電気工作物」という。)のうち、出力が20,000キロワット以上である火力発電所の新設</p> <p>(2) 電気工作物の増設であって、当該増設により火力発電による出力が20,000キロワット以上増加することとなるもの</p>
9 工業団地の建設	<p>工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号イに規定する工業団地(以下「工業団地」という。)の建設であって、次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) 当該建設に係る土地の区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 当該建設に係る土地の区域に新設が予定されている工場等の使用燃料及び原料の量を重油の量に換算したものの合計が1時間当たり5キロリットル以上であるもの</p> <p>(3) 当該建設に係る土地の区域に新設が予定されている工場等の排出水の量の合計が1日当たり10,000立方メートル(冷却排出水等にあつては、300,000立方メートル)以上であるもの</p>
10 建築物の建築	<p>建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)の新築であって、当該新築に係る建築物の高さ(用途上不可分の関係にある2以上の建築物の新築の場合(以下「2以上の場合」という。)にあつては、そのうちの1の建築物の高さ)が60メートル以上であり、かつ、延べ面積(2以上の場合にあつては、その延べ面積の合計)が50,000平方メートル以上であるもの</p>
11 レクリエーション施設の建設	<p>(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園(以下「都市公園」という。)の新設であって、当該新設に係る土地の区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 都市公園の増設であって、当該増設に係る土地の区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画法第4条第11項に規定する第2種特定工作物(以下「第2種特定工作物」という。)の新設であって、当該新設に係る土地の区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>(4) 第2種特定工作物の増設であって、当該増設に係る土地の区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p>
12 複合開発整備事業	<p>廃棄物処理施設の新設若しくは増設(第3項に掲げるものを除く。)、工業団地の建設(第9項に掲げるものを除く。)又はレクリエーション施設の新設若しくは増設(前項に掲げるものを除く。)のうち、いずれか2以上のものを併せて実施する複合開発整備事業であって、当該複合開発整備事業に係る土地の区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p>

備考1 この表において、「重油の量に換算したもの」とは、発熱量39.1メガジュールに相当する量を重油1リットルに換算して算出した量とする。

2 この表において、「出力」とは、発電端投入熱量9.00メガジュール当たりの発電電力量を1キロワット時(発電効率39.98パーセント)に換算した場合の出力とする。

別表第 2

事業の区分	行 為
1 道路の建設	<p>(1) 道路法第 18 条第 1 項の規定による道路の区域の決定又は変更</p> <p>(2) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項の規定による許可の申請、同法第 15 条第 1 項（同法第 43 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請、同法第 43 条第 1 項の規定による許可の申請、同法第 47 条第 1 項の規定による免許の申請又は同法第 66 条第 1 項の規定による認可の申請</p> <p>(3) 道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 3 条第 1 項若しくは第 6 項若しくは第 10 条第 1 項若しくは第 4 項の規定による許可の申請、第 18 条第 1 項の規定に基づき定める条例の公布又は同条第 3 項の規定による届出【一部改正 平成 17 年規則 59】【一部改正 平成 18 年規則 22】【一部改正 平成 25 年規則 18】</p> <p>(4) 高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項又は第 3 項の規定による整備計画の決定又は変更</p>
2 鉄道又は軌道の建設	<p>(1) 全国新幹線鉄道整備法第 9 条第 1 項又は附則第 11 項の規定による認可の申請</p> <p>(2) 鉄道事業法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項（第 12 条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 12 条第 1 項の規定による認可の申請</p> <p>(3) 軌道法第 5 条第 1 項又は軌道法施行令（昭和 28 年政令第 258 号）第 6 条第 1 項の規定による認可の申請</p>
3 廃棄物処理施設の建設	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項若しくは第 9 条第 1 項の規定による許可の申請、同法第 9 条の 3 第 1 項若しくは第 8 項の規定による届出又は同法第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による許可の申請【一部改正 平成 23 年規則 17】【一部改正 平成 25 年規則 18】</p>
4 下水道終末処理場の建設	<p>(1) 下水道法第 4 条第 2 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による協議、同条第 4 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第 25 条の 3 第 2 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条第 5 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による届出【一部改正 平成 25 年規則 18】</p> <p>(2) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 6 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定による届出</p>
5 市街地開発事業	<p>(1) 土地区画整理法第 4 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 39 条第 1 項、第 51 条の 2 第 1 項、第 51 条の 10 第 1 項、第 52 条第 1 項又は第 55 条第 1 2 項の規定による認可の申請【一部改正 平成 18 年規則 22】</p> <p>(2) 都市計画法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 35 条の 2 第 1 項の規定による許可の申請</p>
6 公有水面の埋立て	<p>公有水面埋立法第 2 条第 1 項の規定による免許の申請又は同法第 42 条第 1 項の規定による承認の申請</p>

7 工場又は事業場の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工場立地法第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出</li> <li>(2) 大気汚染防止法第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出</li> <li>(3) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第68条第1項又は第2項の規定による届出</li> <li>(4) 電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出</li> <li>(5) 水質汚濁防止法第5条第1項又は第7条の規定による届出</li> <li>(6) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項又は第8条第1項の規定による許可の申請</li> </ul>
8 発電所の建設	<p>電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出</p>
9 工業団地の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工場立地法第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出</li> <li>(2) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定による許可の申請</li> </ul>
10 建築物の建築	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2の規定による確認の申請、同法第18条第2項の規定による通知又は同法第59条の2第1項若しくは第86条第3項若しくは第4項の規定による許可の申請</li> <li>(2) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定による許可の申請</li> </ul>
11 レクリエーション施設の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2の規定による確認の申請、同法第18条第2項の規定による通知又は同法第59条の2第1項若しくは第86条第3項若しくは第4項の規定による許可の申請</li> <li>(2) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定による許可の申請</li> </ul>
12 複合開発整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項若しくは第9条第1項の規定による許可の申請、同法第9条の3第1項若しくは第8項の規定による届出又は同法第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定による許可の申請【一部改正 平成23年規則17】【一部改正 平成25年規則18】</li> <li>(2) 工場立地法第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出</li> <li>(3) 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2の規定による確認の申請、同法第18条第2項の規定による通知又は同法第59条の2第1項若しくは第86条第3項若しくは第4項の規定による許可の申請</li> <li>(4) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定による許可の申請</li> </ul>

別記様式

(表面)

第 号	立 入 検 査 員 証	6 セ ン チ メ ー ト ル
写 真	所 属 職 名 氏 名	
<p>上記の者は、尼崎市環境影響評価等に関する条例（平成17年尼崎市条例第9号）第42条第1項の規定に基づき立入検査を行う職員であることを証明します。</p>		
平成 年 月 日	尼崎市 長	印
←————— 9 センチメートル —————→		

(裏面)

<p>尼崎市環境影響評価等に関する条例（抜粋）</p> <p>（市長の指導、勧告及び公表）</p> <p>第40条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。</p> <p>(7) 第42条の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p> <p>2 市長は、事業者が正当な理由なく前項の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該事業者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。</p> <p>（立入検査）</p> <p>第42条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者の事務所又は対象事業が実施されている地域に立ち入り、当該対象事業の実施状況を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
---